

英会話教室利用約款

(契約の成立)

第1条 この英会話教室利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 GM7（以下「当社」といいます。）が運営する英会話教室（以下「本教室」といいます。）のご利用にあたっての必要な事項を定めることを目的とします。

(利用契約の成立)

第2条 本教室への入会を希望する方（以下「申込者」といいます。）が、本約款のすべての条項を承諾のうえ、当社に対して当社所定の申込書を提出することにより、本教室への入会の申込を行い、当社がこれを書面（電子メールその他の電磁的記録を含みます。）により承諾した場合において、英会話教室利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立します（以下、当社との間で本契約を締結した申込者を「受講者」といいます。）。なお、定員超過その他の事由により、当社の判断にて入会の申込をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 前項の定めにかかわらず、申込者が未成年であるときは、申込者の親権者の同意があることを条件として本契約が成立するものとします。

(入会金及びレッスン料)

第3条 受講者は、当社が受講者に提供する英会話レッスン（以下「本レッスン」といいます。）の対価として、次の各号に従い、レッスン料のプランを選択し、当社に支払うこととします。

(1) レッスン料（その都度プラン）

レッスンに参加する際、そのレッスン分の料金のみを参加の時に現金で支払います。

2,500 円(税抜き)

250 円(消費税 10%)

2,750 円(税込み)

(2) レッスン料（月額プラン）

当月分のレッスン料をまとめて支払います。その月の最初に参加したレッスンに支払うこととします。

10,000 円(税抜き)

1,000 円(消費税 10%)

11,000 円(税込み)

2 前項の月額プランのレッスン料の支払方法は、当月分を当月の初回のレッスン日に現金払い、又は当月の10日までに当社が指定する以下の銀行口座への振込送金（振込手数料は甲の負担とします）のいずれかの方法によるものとします。

(指定振込口座)

七十七銀行(銀行コード 0125) 丸森支店(店コード 806)

口座番号（普）5006575

口座名義:カジノエムプラン

- 3 月途中での入会の場合であっても、第1項に定める月額プランのレッスン料の日割り計算はいたしません。

（本レッスンの提供）

- 第4条 当社は、受講者に対して別途定めるカリキュラムに従い本レッスンを提供します。
- 2 本レッスンの実施スケジュールについては、翌月分を当月28日までに（入会月については本契約成立後すみやかに）当社から受講者へ通知するものとします。なお、実施スケジュールに変更が生じた場合、当社はその都度受講者に対してすみやかに通知するものとします。
 - 3 受講者は、前項により当社から通知された実施スケジュールから希望する実施日時を選択のうえ、当社所定の方法により本レッスン受講の事前予約を行うものとします。
 - 4 前項により事前予約をした日時に本レッスンの受講ができない場合は、受講者は当社所定の方法により事前予約内容の変更を行うものとします。
 - 5 本レッスン受講回数は毎月5回を上限とします。ただし、当月の本レッスン受講回数が5回に満たない場合であっても、月額プランのレッスン料の返金や減額等の対応はいたしかねます。

（本レッスンの形態）

- 第5条 本レッスンは以下の形態において実施するものとします。
- (1)本レッスンは、『ジェラテリアラフェスタ』（宮城県伊具郡丸森町町西22-2）その他の当社が指定する場所において、当社所定のレッスンタイム内に、一人の講師が、一人又は複数の受講生に対して提供します。
 - (2)本レッスンへの参加人数は、1レッスンあたり最大6名までとします。ただし、当社の都合により1レッスンあたりの参加人数を変更する場合があります。この場合、当社は受講者に対し事前に変更内容を通知するものとします。

（本レッスンの中止）

- 第6条 受講者が事前予約している日時における本レッスンの提供を当社が中止した場合、受講者は、当月又は翌月に中止となったレッスンに相当する受講回数を繰り越して受講（以下「繰り越し受講」といいます。）することができます。この場合の繰り越し受講の事前予約については、通常の事前予約の手続きと同様とします。

（契約期間等）

- 第7条 本契約の契約期間は、本契約が成立した日から本契約が成立した日の属する月の末日までの期間とし、受講者は契約期間中に限り本レッスンの受講ができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社が本レッスンの提供を継続し、かつ、受講者が当社所定の方法により書面で契約期間満了日の7日前までに当月末における退会を申し出ない限

り、毎月末に本契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。なお、更新時には、当社は受講者に対し更新料等の請求はしないものとします。

- 3 第1条の定めにかかわらず、受講者は退会希望日の7日前までに当社所定の方法により書面で当社に退会を申し出ることにより、本教室を退会することができるものとします。この場合、月途中の退会であっても月額プランのレッスン料の日割り計算は行わず、受講者は退会日の属する月にかかるレッスン料全額の支払い義務を負うものとします。

(関連商品)

第8条 当社が本レッスンに付随して必要となる関連商品（教材・書籍等）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を受講者に明らかにするものとします。

(損害賠償)

第9条 本レッスンの提供に起因して、当社が受講者の生命もしくは身体を害し、又は財産を損壊したことにより受講者に損害を与えた場合であって、当社に故意又は過失があるときは、当社は受講者に対し、かかる損害（直接かつ通常の損害に限ります。）を賠償するものとします。ただし、通学又は帰宅途中など当社の管理下でない間に発生した事故、受講者の能力又は技能が向上しないことに関する損害、本レッスン中に生じた盗難、紛失等については、当社は一切損害賠償責任を負いません。

- 2 本レッスンに関連して、受講者が当社に損害を与えた場合であって、受講者に故意又は過失があるときは、受講者は当社に対し、かかる損害を賠償するものとします。

(遵守義務)

第10条 受講者は、当社が別に定める諸規定並びに講師及び当社の従業員の指示・指導を遵守するものとします。

- 2 受講者は、当社による本教室の運営に対して妨害となる行為、当社を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する又は当社の信用、名誉もしくは財産を毀損する行為を一切行わないものとします。
- 3 受講者は、教材、携帯電話その他の所持品について、自己の責任において保持し、管理しなければならないものとします。

(解除)

第11条 受講者が前条第1項又は第2項の定めに違反した場合であって、当社が受講者に改善を求めたにもかかわらずなお改善されないときは、当社は本レッスンの提供を停止し、又は本契約を解除することができるものとします。この場合、当該停止期間中のレッスン料及び本契約が解除された際に未受講の本レッスンに係るレッスン料は返還しないものとします。

(不可抗力)

第12条 戦争、暴動、天災地変、交通機関の遅延又は不通、講師の死亡・事故その他の不可抗力事由により、本レッスンについて、遅滞、変更、中断、廃止、その他正常な提供が

できない場合であっても、受講者に生じた如何なる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。

(個人情報保護)

第 13 条 本契約に際し当社が取得した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- (1) 受講者に対する当社サービスの案内、情報提供を行うため
- (2) 受講者より照会を受けた内容に回答するため
- (3) その他、当社が本レッスンの提供を円滑に行うため

2 本契約に際し当社が取得した個人情報に関しては、受講者本人の同意なく第三者に提供できる場合として法令等に定める場合を除き、第三者への提供は行いません。

(紛争の解決)

第 14 条 本約款に定める事項及び本契約の内容について疑義が生じた場合、又は本約款もしくは本契約に関連して当社と受講者との間で争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 前項の協議によっても解決しない場合においては、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 15 条 本約款の変更の必要が生じた場合は、当社は受講者に対して変更内容および変更後の本約款の効力発生日等を事前に周知のうえ変更する場合があります。

附 則

本約款は、2021年6月1日より施行するものとします。